



平成 29 年 10 月 2 日

各 位

会社名 株式会社アサツー ディ・ケイ  
 代表者名 代表取締役社長 植野 伸一  
 (東証第一部 コード番号：9747)  
 問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香  
 Tel 03 (6830) 3855

ベインキャピタルによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 2 日開催の取締役会において、ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー (BCPE Madison Cayman, L.P.) (以下、「公開買付者」といいます。) による当社の発行済普通株式及び新株予約権 (第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権。以下、併せて「本新株予約権」といいます。) の行使により交付される当社普通株式を含みます。以下、併せて「当社普通株式」といいます。) に対する公開買付け (以下、「本公開買付け」といいます。) に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社とすることを企図していること及び当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー (BCPE Madison Cayman, L.P.)	
(2) 所 在 地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱 309 (PO Box 309, Ugland House, KY1-1104, Grand Cayman, Cayman Islands)	
(3) 設 立 根 拠 等	公開買付者は、ケイマン諸島法に基づき組成及び登録されたリミテッド・パートナーシップです。	
(4) 組 成 目 的	主に当社に投資することを目的として組成されたものです。	
(5) 組 成 日	平成 29 年 7 月 27 日	
(6) 出 資 の 総 額	0 円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	100% ビーシーピーイー マディソン ホールディングス ケイマン エルピー (BCPE Madison Holdings Cayman, L.P.) 公開買付者の有限責任組合員です。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	ビーシーピーイー マディソン ジーピー エルエルシー (BCPE Madison GP, LLC)
	所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱 309 (PO Box 309, Ugland House, KY1-1104, Grand Cayman, Cayman Islands)
	代表者の役職・氏名	(社員) ベイン キャピタル インベスターズ エルエルシー (Bain Capital Investors, LLC)

		(代表者) マネージング・ディレクター (Managing Director) : ジョン・コナトン (John Connaughton)
	事業内容	投資業
	出資の総額	0 円
(9) 国内代理人の概要	名称	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 井上 聡
	所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
(10) 上場会社と公開買付者の関係		
	資本関係	該当ありません
	人的関係	該当ありません
	取引関係	該当ありません
	関連当事者への 該当状況	該当ありません

## 2. 買付け等の価格

普通株式	1株につき 3,660 円
第2回新株予約権	1個につき金1円
第3回新株予約権	1個につき金1円
第4回新株予約権	1個につき金1円
第5回新株予約権	1個につき金1円
第6回新株予約権	1個につき金1円
第7回新株予約権	1個につき金1円
第8回新株予約権	1個につき金1円
第9回新株予約権	1個につき金1円
第10回新株予約権	1個につき金1円
第11回新株予約権	1個につき金1円

## 3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対しては本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

一方、本新株予約権については、買付価格が1円とされていることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

#### ① 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, L.P. 及びそのグループ（以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。）によって保有・運営されており、主に当社に投資することを目的として、平成 29

年7月27日にケイマン諸島法に基づき組成されたりミテッド・パートナーシップであるとのことです。本日現在、公開買付者は当社普通株式を1株所有しているとのことです。

今般、公開買付者は、当社普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社普通株式を非公開化することを目的とした取引（以下、「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することです。

ベインキャピタルは、全世界で総額約750億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては、平成18年に東京拠点を開設して以来、約30名のプロフェッショナルにより投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めているとのことです。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、数々の価値向上施策を成功に導いた実績を有しているとのことです。日本においてはジュピターショップチャンネル株式会社、株式会社すかいらーく、大江戸温泉物語株式会社、株式会社ドミノピザ・ジャパン、株式会社マクロミル、株式会社バルシステム24など12社に対して、そしてグローバルでは昭和59年の設立以来450社超に対しての投資実績を有しているとのことです。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、本公開買付けの成立後に公開買付者が少なくとも当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなるよう、買付予定数の下限を議決権比率基準株式数（以下において定義します。）から本日現在において公開買付者が所有する当社普通株式1株を控除した数の50.10%に相当する株式数（単元未満株式である100株未満を切り上げ）である20,785,200株（これは、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社普通株式の総数の過半数、すなわち、いわゆる、マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)に当たります。）に設定しており、応募株券等の合計数が20,785,200株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、公開買付者は、当社普通株式の全て及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社普通株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

当社は、当社の主要株主かつ筆頭株主であるダブリューピーピー インターナショナル ホールディングス ビーヴィー (WPP International Holding B.V.) (以下、「WPP」といいます。)(所有割合(注1): 24.9%)及びその親会社であるWPP plc (契約締結当時においてはWPP GROUP PLC。WPP plc及びWPPを含め、以下、「WPPグループ」と総称します。)(のグループ会社との間で、平成10年8月3日付にて、Cooperation and Alliance Agreement (提携協力契約) (その後の内容変更を含み、以下、「CAA」といいます。)(及びStock Purchase Agreement (株式売買契約) (その後の内容変更を含み、以下、「SPA」といいます。))を締結し、同日より資本・業務提携関係にあります(以下、「本資本・業務提携」といいます。))。SPAには、大要、以下の内容が規定されております。

1. 当社がCAAを解約するための通知(以下、「解約通知」といいます。))をWPPグループに対して発した場合、SPAに基づき、WPPが所有する当社普通株式の売却を要請する通知(以下、「処分通知」といいます。))を発することができる。
2. 当社がWPPに対して処分通知をした場合、処分通知がなされてから180日間(以下、「本協議期間」といいます。))、当社又は当社の指定する第三者は、WPPが合意する時期に、WPPが合意する価格で、WPPの所有する当社普通株式を買い取ることができる。
3. 本協議期間経過時点においてWPPがその所有する当社普通株式を売却することに合意しなかった場合には、本協議期間経過後185日間、当社は、WPPに対して、当社の所有する当社普通株式を、売却日の2営業日前から遡った30営業日間の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。))の終値平均を売却価格として、当社又は当社の指定する第三者に売却するよう請求することができる(この当社の権利を以下、「売却請求権」といいます。))。

4. 処分通知がなされてから365日が経過した時点において、WPPがその所有する当社普通株式を当社又は当社の指定する第三者に売却しなかった場合、WPPは、その所有する当社普通株式を速やかに東京証券取引所において市場売却（以下、「本市場売却」といいます。）しなければならない。

(注1) 所有割合とは、当社が平成29年8月10日に提出した第63期第2四半期報告書（以下、「当社第63期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成29年6月30日時点の発行済株式総数（41,755,400株）に、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）中に行使される可能性がある公開買付け者が合理的に判断した同日時点の新株予約権（第2回新株予約権（77個）、第3回新株予約権（41個）、第4回新株予約権（264個）及び第5回新株予約権（599個）。以下、併せて「下限算定対象新株予約権」といいます。）（注2）の目的となる当社普通株式の数（合計98,100株）を加えた株式数（41,853,500株）から、当社が平成29年8月10日に提出した「平成29年12月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成29年6月30日時点の当社が所有する自己株式数（366,121株）を除いた数（41,487,379株）（以下、「議決権比率基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、小数点以下第二位を四捨五入して計算しています。以下同じです。なお、当社が平成29年3月30日に提出した第62期有価証券報告書（以下、「当社第62期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成29年2月28日時点の第2回新株予約権（77個）、第3回新株予約権（41個）、第4回新株予約権（264個）及び第5回新株予約権（599個）の数は、平成29年6月30日時点で変動ありません。

(注2) 本新株予約権のうち下限算定対象新株予約権以外の新株予約権については、いずれも行使期間が到来していないため、公開買付け期間中に行使されることはない想定しております。

当社は、WPPグループとの間の本資本・業務提携の解消を目的として、本日付で、CAAに基づき、WPPグループに対してCAAの解約通知を発する（CAAは、その規定に基づき、解約通知の到達から12ヶ月後に終了する予定です<sup>1</sup>。）とともに、SPAに基づき、WPPに対して、公開買付け者への当社普通株式の売却を要請する処分通知を発しております（詳細は、本日付で当社が公表した「WPPグループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」をご参照ください。）。なお、当社は、SPAに基づきWPP plc株式（以下、「WPP株式」といいます。）を31,295,646株所有していますが、WPPグループとの本資本・業務提携解消に伴い、SPAの規定に従って、当該株式の全てを売却する方針です。

本公開買付けにより公開買付け者が当社普通株式（但し、当社が所有する自己株式及び公開買付け者が所有する当社普通株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合、公開買付け者は、WPPの本公開買付けに対する応募の有無、本公開買付け成立後の公開買付け者の取得株式数等に応じて、当社の非公開化に向けて、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続を自ら実行し、又は当社に実行を要請することを予定しているとのことです。

なお、公開買付け者は最終的に当社を完全子会社化することを目的としているため、本公開買付けの成立後、公開買付け者の保有する当社の議決権が当社の総株主の議決権の90%以上である場合、公開買付け者は、会社法第179条に基づき、当社の株主（公開買付け者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社普通株式の全部を売り渡すことを請求（以下、「本株式売渡請求」といいます。）し、本新株予約権に係る新株予約権者（公開買付け者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下、「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と合わせて「本株式等売渡請求」といいます。）する予定であるとのことです。また、本公開買付けの成立後、公開買付け者の保有する当社の議決権が当社の総株主の議決権の90%未満である場合、公開買付け者は、当社普通株式の株式

<sup>1</sup> 本日開催の当社取締役会において、WPP派遣取締役であるStuart Neish氏は、当社の解約通知の有効性に疑義を呈しており、これについて当社とWPPグループとの間で見解の相違がある可能性があります。

併合（以下、「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを内容とする株式併合議案（以下、「本株式併合議案」といいます。）を付議議案に含む臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）が開催された場合に当社の総株主の議決権の3分の1以上を保有する一又は複数の株主が本株式併合議案に反対することが明らかである場合を除き、本臨時株主総会を開催するよう当社に要請する予定とのことです。

なお、本公開買付けの成立後、本臨時株主総会において本株式併合議案が可決されない、又は、本臨時株主総会が開催されない等の理由により、株式併合が速やかに実行されない場合、公開買付者は、ベインキャピタルにおける投資の適正な配分のため、法令に従って、その所有する当社普通株式の全部を、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンドが直接又は間接的に発行済株式の全てを保有する会社等（以下、「本関連会社等」といいます。）（具体的なエンティティは現時点では未定です。）に対して相対で譲渡その他の方法により承継（以下、「本譲渡等」といいます。）する可能性があるとのことです。この場合の具体的な譲渡時期及び譲渡価格は未定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合議案が可決されない、又は、本臨時株主総会が開催されない等の理由により、最終的に株式併合が実行されない場合には、当社普通株式の上場は当面の間維持される予定です。

もっとも、公開買付者によれば、公開買付者は、最終的に当社普通株式の全てを取得することを目的としているので、この場合、本公開買付けにWPPがその所有する当社普通株式の全部を応募していないときは、当社に対し、SPAに従って、(a)当社が本協議期間の経過後に公開買付者を売却先として指定して行使する売却請求権に基づきWPPの保有する当社普通株式を公開買付者に対して売却するよう請求するか、(b)処分通知から365日経過後、WPPに対して本市場売却の実施を求めることを請求するかのいずれか又は両方を行うよう要請し、当社普通株式の全てを取得することに向けた措置を実施する方針とのことです。但し、実施時期は未定であり、また、その時点での当社普通株式の市場株価や公開買付者における資金調達の状況等によっては実施しない可能性もあるとのことです。

また、本取引によって公開買付者（本譲渡等がなされた場合には公開買付者及び本関連会社等。以下、本段落において同じ。）が当社普通株式の全て（但し、公開買付者の所有する当社普通株式及び当社の所有する自己株式を除きます。）を所有することとなった場合には、公開買付者は、ベインキャピタルにおける投資の適正な配分のため、その所有する当社普通株式の全部を、本取引において当社の株主（但し、公開買付者及び当社を除きます。）に対価として交付された金銭の総額と同額で、本関連会社等（具体的なエンティティは現時点では未定です。）に対して譲渡する予定とのことです。具体的な譲渡の時期については現時点では未定とのことです。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行（以下、「本金融機関」といいます。）からの借入れ（以下、「本銀行融資」といいます。）並びにBCPE Madison Holdings Cayman, L.P.からの出資（以下、「本出資」といいます。）により賄うことを予定しているとのことであり、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに本出資を、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本銀行融資を、それぞれ受けることを予定しているとのことです。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、本金融機関と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされているとのことですが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社普通株式が担保に供されること、及び下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手續を通じて当社が公開買付者の完全子会社となった後は、本銀行融資に関して、当社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社の一定の資産等が担保に供されることが予定されております。なお、本譲渡等がなされる場合において、本関連会社等が金融機関から融資を受ける際には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手續を通じて公開

買付者及び本関連会社等が当社普通株式の全て（但し、公開買付者及び本関連会社等が所有する当社普通株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなった後は、当該融資に関して、当社を本関連会社等の連帯保証人とし、かつ、当社の一定の資産等が担保に供される可能性があります。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(ア) 本公開買付けの背景等

当社グループは、本日現在、当社、子会社 49 社、関連会社 11 社及びその他の関係会社 1 社（その子会社を含みます。）で構成され、主な事業は、雑誌、新聞、テレビ、ラジオ、デジタルメディア、OOH（注 1）メディアを媒体とする広告業務の企画と取扱い、広告表現及びコンテンツの企画と制作、セールスプロモーション（注 2）、マーケティング、パブリックリレーションズ（注 3）等のサービス活動等、広告に関する一切の業務であります。当社は、昭和 31 年 3 月に株式会社旭通信社として設立され、雑誌広告の取扱いを中心とする広告会社として営業を開始しました。昭和 62 年 10 月には、東京証券取引所市場第二部へ株式を上場し、平成 2 年 6 月に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。その後、平成 11 年 1 月に第一企画株式会社と合併し、合併に伴い商号を現在の株式会社アサツー ディ・ケイに変更しました。広告業務におけるビジネス創出を基盤として持続的に事業を継続することで、現在では国内広告代理店業界において売上高で業界 3 位の位置づけとなり、当社は平成 28 年には創業 60 周年を迎えております。

現在の国内広告代理店業界における地位を築くにあたって、当社の成長を支えたのは、適材適所に配置された社員一人ひとりが個性を発揮するとともに、経営者の意識のうえに立って主体的に業績を向上させ、業容の拡大を図り、得られた利益を成果に応じて配分することを意味する「全員経営」の理念です。当社は、創業時から変わらぬこの理念のもとに、先行する大手に対抗すべく、当時では前例のないビジネスを新たに創出し、大手と差別化を図ることで時代の変化に適応してきました。このビジネス創出の具体的な例として、当社は、コンテンツビジネスとして数多くのテレビアニメ番組・実写特撮番組などに携わり、アニメ番組や映画の企画・制作・出資からキャラクターの商品化・広告販促への活用、イベントやミュージカル等興行の運営及びセールスプロモーションへの活用等によって、当社の事業を成長させてまいりました。また、当社は、早期から世界に目を向けており、昭和 50 年代から平成初期にかけては、日本の広告業界でいち早く中国市場へ進出するとともに、ヨーロッパ・アジアに次々と独自の拠点を構える一方、グローバルな広告会社と提携し、ネットワークを拡充してまいりました。平成 10 年 8 月には、当社の持続的な成長及び企業価値の向上を目的として、世界の広告代理店業界において売上高で第 1 位である WPP グループとの間で、WPP グループのグループ会社とのコラボレーションによりグローバルなネットワークを広げるほか、欧米のエージェンシーの手法を学び、経営の国際化を狙いとし、本資本・業務提携に係る契約を締結しました。同契約に基づき、当社と WPP グループは、相互に株式を保有しあうとともに、業務提携として、共同事業協議体を結成し、共同しての顧客開拓、相互の顧客紹介合弁事業等、様々な協力形態をとり、当社は WPP グループから取締役 1 名の派遣を受けております。その後、19 年間にわたって WPP グループとの本資本・業務提携を継続してまいりました。

一方で、当社を取り巻く事業環境に目を転じると、デジタルテクノロジーの劇的な進化やソーシャルメディアの急速な浸透により、マスメディアを中心とした日本の広告市場は成熟期に入り、広告を含むコミュニケーションは、単なる商品・サービスの認知を高める手段から、消費者の購買やサービス利用など「消費者を動かす」という課題を解決する手段へと大きく変貌してきております。他方、経済成長ポテンシャルの大きい東南アジア諸国への進出を目指す日本のクライアントからの対応ニーズが、大幅に増加してきております。

こうした広告業界を取り巻く急速な経営環境の変化に対応すべく、当社は平成 25 年 8 月に、当社の平成 32 年までの成長の過程を示した「VISION 2020」を発表し、「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」（注 4）への変革を宣言しました。当社は、「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」へ変革すべく、①短期的には既存ビジネスの収益性改善、②中期的には新業

態を開拓するための多様な専門性の強化を2本柱とし、平成28年12月までを第1ステップとして基盤構築・構造改革期と定め、変革に取り組んでまいりました。基盤構築とは、「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への変革を遂げるための経営基盤を整えることであり、構造改革とは、収益性に加え資本効率などの改善に向けた改革を推進することです。

こうした基盤構築と構造改革に軸足を置いた取組みとして、平成27年度においては、コストコントロールの一層の徹底を図ったほか、映像（アニメ・実写）の制作、著作権管理及び海外販売を業とし、コンテンツプロデュース及び海外ネットワークに大きな強みを有する株式会社ディーライツの連結子会社化などの貢献により、営業利益は49億円となり、また、当期純利益は53億円と、平成17年度の59億円に次ぐ過去2番目の水準に達しました。また、当社は平成28年度においても、営業赤字が継続していた出版子会社の株式会社日本文芸社を売却する一方で、消費者のテレビ視聴、Web接触、購買、生活意識の各データを統合した独自のデータベースを用いてターゲット情報の収集、広告効果測定調査及びメディア投資効果分析などを提供する株式会社アクシバルを連結子会社としたほか、足許ではテレビ向けを中心としたアニメコンテンツの企画、開発、制作を行い、また、自社制作のアニメ作品に対して出資をすることで得られる権利（収益分配権及び二次利用権）の運用事業を手がける株式会社ゴンゾを連結子会社としました。

当社は、このように、「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への変革に向け、収益性の改善（①）については、事業上の相乗効果を生み出せていない事業から撤退する一方、消費者行動を分析するデータベースの開発や創業来の強みであるコンテンツビジネスに経営資源を投下することにより事業の選択と集中を進め、また、基盤構築と構造改革の推進において、データマーケティングサービス提供力の整備・強化を進めることにより、一定の成果を得ることができました。そして、多様な専門性の強化（②）についても、コンテンツビジネスの収益モデルの多様化と、海外展開を通じた新たな市場の開拓・創造に向けた一定の成果を達成しました。

しかしながら、当社が「VISION 2020」を発表した当時の平成25年8月に掲げた平成28年度の営業利益目標である70億円に対して、平成28年度の実績は56億円と、未だ収益性の改善（①）は不十分であり、また、多様な専門性の強化（②）についても、広告業界の市場環境の変化が想定以上に急速に進んでおり、より一層の事業革新と組織改革が不可欠な状態であり、VISION 2020の達成に向けて、今後、より踏み込んだ改革を実行することが急務であると判断しました。

すなわち、当社は、急速に市場が変化を続けている中で、多彩な商材開発に加え、M&A投資や業務提携、さらには人材・システムなどの経営基盤等への投資のみならず、事業の選択と集中も含め、従来の広告代理店業のビジネスモデルを超え、クライアントの課題を解決するマーケティング支援を行い、消費者の行動を喚起していく「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」へと大きく変革するという意味での「新・創業」として短期集中的に、大胆かつ横断的な改革を行い、加速成長期へ移行することが不可欠であると判断しました。

具体的には、当社は、ビッグデータの解析から消費者インサイト（注5）を見出し、消費者を動かしていくデジタル&データ領域の拡大に加え、営業機能とクリエイティブ（制作）・ソリューション機能を組み合わせ、さらには得意とするコンテンツビジネスの拡大も含め、総合的にクライアントの課題を解決していく体制を整えることが必要であると考えており、事業の収益性及び経営効率改善の基盤を確立した上で、さらに、これまでのマスメディアの広告枠の卸売りを中心とした広告代理店型のビジネスモデルから、消費者行動に直接働きかけてクライアントのマーケティング活動を支援する、広告販促支援ビジネスへシフトすることで、同業他社との差別化を図ることが急務との認識に至っております。また、消費者行動データの獲得・集積とデータ解析技術やVR（バーチャル・リアリティ）を活用した先端的プロモーション等新たなテクノロジーの活用による広告販促支援ビジネスの精緻化や広告販促投資効果の改善を実現することが当社の競争力向上に資するものと判断しており、その実現に向けた大胆かつ横断的な改革の実行にあたっては、有力な事業パートナーとの連携を通じた、オープンイノベーションの推進が不可欠と考えております。そうした取組みの一環として、当社はリテイル事業に強みを持つ三菱商事株式会社と共同して、消費者・リテイ

ル・メディア等のデータを起点とした統合マーケティング・ソリューション基盤の開発に向けた実証実験を開始しており、データを活用して食品・生活関連用品領域における有効・効率的な販売促進活動を支援するシステム及びメディアの開発に向けた共同での取組みを推進しております。長期的な成長の実現に向けては、データマネジメントを基礎としたマーケティング・コンサルティング事業、テクノロジーを駆使した新しい広告販促事業、マス・デジタルを融合したメディア購買の自動最適化事業等、新サービスの創出が必須であると認識しており、それらの新事業創出の基盤となる消費者行動データの収集・分析・活用が可能な有力事業者との多様なパートナーシップ・多様な事業の連携を通じ、クライアントの課題解決に貢献する統合的マーケティング・サービス事業の確立を推進してまいります。

また、グループ全体のバリューチェーン構築を通じての収益力向上は途上であり、特に一部の国内子会社や中国・欧米子会社においては拠点の統廃合や人員の適正化などのリストラクチャリングに着手しているものの、グループ全体を通じ、顧客ポートフォリオの適正化や広告販促支援ビジネスを実現するための専門機能の補完など、一層の収益力向上に向けた取組みが必要であると考えております。一方で、当社は、特に、変革を実現する最大のリソースである優秀な人材が能力を發揮できる環境を整えることが、最も重要であると考えております。今後は、幅広いスキルや潜在能力を有する人材の採用に努めるとともに、教育プログラムを充実させること等を通じて、付加価値を作り出せる優秀な人材を獲得・育成し、モチベーション向上を通じた能力の發揮を促す環境を確立できるよう、より一層構造改革を推進していく必要があると考えております。

当社は、上記のような大胆な構造改革を進めていく上では、(i) 上記事業革新や組織改革の遅滞を招く要因の一つとなっている WPP との間の本資本・業務提携を解消し、特定の事業パートナーにとらわれることなく、多様な事業パートナーと事業の特性に応じて連携するという意味での「オープン・ネットワーク型」グループへ転換すること、及び、(ii) 非公開化を通じて意思決定プロセスの簡素化を図ることで改革スピードを上げ、ベインキャピタルがこれまで蓄積してきた国内外の投資先における事業改善ノウハウを最大限活用し、ベインキャピタルによる人的支援・経営管理体制に対する支援を受けながら大胆な改革施策を速やかに推進していくこと、という2つの取組みが必須であると考えてに至りました。

すなわち、本資本・業務提携は、開始当初こそ、当社のコーポレートガバナンス体制の整備や資金の効率運用などの面で一定の成果を生んだものの、その後は、当社の利益に資する協業の具体策を見出すことはできず、本資本・業務提携において企図された、協業による相互利益の拡大という事業上のシナジーを実現するには至りませんでした。また、当社の中長期的な経営戦略についても、当社と WPP グループの間では、目指すべき事業モデルとその実現に必要な事業パートナーや投資分野などについて考え方の違いが顕在化してきており、事業環境の変化に耐えうるだけの迅速かつ機動的な意思決定が難しいことから、当社としては、現時点において、本資本・業務提携を解消し、多様な事業パートナーと事業の特性に応じて連携する「オープン・ネットワーク型」グループへ転換することこそが、「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への変革を遂げるための基盤構築と構造改革の更なる推進にとり不可欠であり、当社の企業価値・一般株主の利益の最大化の観点から最善の選択であると判断するに至りました。そこで、当社は、平成 29 年 10 月 2 日開催の取締役会において、本資本・業務提携を解消することを決議し、WPP グループに対し、本資本・業務提携に係る契約の解約、及び当社の保有する WPP 株式の売却を通知するとともに、WPP が保有する当社普通株式を売却するよう要請しました。詳細については、同日付当社プレスリリース「WPP グループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」をご参照下さい。

さらに、当社は、これまでは、安定的な利益を求める株主の負託に応えるために、リスクを伴う施策に対して慎重な検討を重ね、理解を得ることが求められておりましたが、今後、当社が急速に変化する環境に対応して中長期的な企業価値向上を実現させていくためには、機動的かつ柔軟な意



思決定を行うことができる経営体制を構築する必要があると認識しております。加えて、本資本・業務提携の解消に伴い、WPP グループに対して、その保有する当社普通株式の売却を求める上でも、売却先の候補として、基盤構築・構造改革の一層の推進や中長期の成長に向けた当社の戦略に適した新たなパートナーを選定することが望ましいものと認識しております。そのうえで、ベインキャピタルが、世界中で 450 社以上の豊富な投資実績と経験を有すること、経営コンサルティング手法を活用し、投資先企業の事業改善に向けた事業戦略策定及び実行支援に強みを有すること、グローバルでポートフォリオ企業と構築されたりレーションを有すること、国内においても株式会社マクロミルや株式会社ベルシステム 24 などの法人向け事業を行う会社において、資本・財務的支援にとどまらず、コンサルティング手法を通じての知見を有する経営陣の派遣、人材の積極的な採用、成長領域へのグローバル各国への事業展開のサポート及び M&A 展開などを通じて事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、数々の価値向上施策を成功に導くことで事業を拡大した実績を有していることから、当社の経営を支援することができる最適なパートナーだと判断するに至りました。加えて、非公開化に当たって当社普通株式を保有するパートナーが事業パートナーである場合には、当該事業パートナーの事業領域との兼ね合いから、「オープン・ネットワーク型」グループへの転換に際して支障が生じる可能性がある一方で、ベインキャピタルは、豊富な実績を有するプライベート・エクイティ・ファンドであり、当社が多種多様な事業パートナーと事業の特性に応じて連携するに際して、ベインキャピタルの事業領域との兼ね合いから制限が加わることが想定されないことから、同社がパートナーとして最適であると考えております。

当社は、「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への変革を遂げるための上記の取組みは、中長期的には当社の持続的な成長を実現していくものと考えております。仮に、これらの施策を先延ばしするようなことがあれば、上記のような今後の広告市場の大幅かつ急速な環境変化を踏まえた場合、当社の中長期的な競争力・収益力の低下に繋がるおそれがあるため、施策の早期かつ着実な実行が、当社の経営戦略上、極めて重要であると考えております。他方で、短期的には、これらの施策は、採算性・効率性の観点からの顧客ポートフォリオの見直し（利益が赤字となっている顧客からの撤退等を含みます。）による一時的な売上高・売上総利益の減少や、グループ会社の再編、アジアを中心とした地域における事業の再構築、広告販促支援ビジネスを実現できる人材の育成、採用、再配置等のために一時的に必要となる費用、事業構造改革に係る損失の計上など、当社の業績やキャッシュフローを一時的に悪化させる可能性があります。また、本資本・業務提携の解消は、当社の資本構成に大幅な変更を生じるほか、長年の提携関係を基礎として構築された取引関係の見直しを必然的に伴うため、短期的には、一部の取引先その他のステークホルダーとの間で、本資本・業務提携の解消により軋轢が生じる可能性も否定し切れません。以上に鑑みると、当社が上場を維持したまま、これらの施策を講じる場合には、当社普通株式の株価の下落といったマイナスの影響を当社の一般株主の皆様及びぼしてしまう可能性も否定できません。

したがって、当社は、これらの基盤構築や構造改革及び本資本・業務提携の解消により一般株主の皆様が一時的な不利益が及ぶことを避けるためにも当社普通株式を非公開化するべきであり、また、非公開化の一環として行われる本公開買付けにより、株主の皆様が合理的なプレミアムを付した価格で当社普通株式を売却する機会を提供することが、当社及び当社の株主にとって最善であるとの結論に至りました。

当社は、以上のような観点から非公開化における新パートナー候補について検討を進める中で、上述したベインキャピタルの豊富なネットワーク及び経営ノウハウ、並びにプライベート・エクイティ・ファンドを事業パートナーとすることによる「オープン・ネットワーク型」グループへの転換の円滑性に着目し、平成 28 年 2 月下旬より、WPP の意向も踏まえて、ベインキャピタルを新パートナー候補の 1 つとして具体的に検討を開始し、継続して複数回協議を重ねてきました。当初は WPP グループとの漸次的な提携解消を視野に入れた当社の非公開化取引を目的として、当社、ベインキャピタル及び WPP グループの間で協議を継続したものの、協議・交渉の最終局面において、ベ

インキャピタルと WPP グループとの間で買付け等の価格や当社のガバナンス等の諸条件について合意に至らなかったこと等を背景として、当該非公開化取引に係る協議は、平成 28 年 11 月上旬に終了しました。

その後、ベインキャピタルは引き続き当社との提携の可能性を視野に入れ、WPP グループが参加しない形でのベインキャピタルによる当社普通株式の取得に関して検討を開始し、改めて平成 29 年 2 月 15 日に、本取引の枠組みやスケジュールなどの初期的な案について、当社に対して提案を行いました。これを受け、当社とベインキャピタルは、当社の経営体制、本取引実行後の当社の経営のあり方や事業成長に向けた基本方針につき、継続して複数回に渡り協議を重ね、平成 29 年 8 月 10 日、ベインキャピタルは、当社に対して、今後の当社の目指すべき経営や事業の方向性について最終的な提案を行いました。

その後、平成 29 年 2 月中旬から平成 29 年 9 月下旬に、当社とベインキャピタルは、本取引の一環として実施される本公開買付けに関しても、買付け等の価格の考え方や、その他の諸条件について継続して繰り返し協議・交渉を重ねました。また、並行して、当社の抱える経営課題や事業動向、当社の展開する主要事業ごとの事業戦略などについても、当社とベインキャピタルとの間で、継続して繰り返しより具体的な協議を行い、本取引の実施後に着実に経営改革が推進できるよう検討を重ねました。本取引実施後の経営改革の方向性については、広告市場の急速な変化に合わせ、当社の既存の強みをさらに高め、人材や経営基盤の強化を図りながら、今後の事業拡大を担うべき分野へ積極投資を行っていくことで当社とベインキャピタルとの間で認識が一致しております。具体的には、次の 3 つを柱とした経営改革を実施していくことを想定しております。

1. 当社の統合的プランニング力及びクリエイティブ力を基盤として、生活者の行動と意識のデータを元に、企業の広告やマーケティングを最適化する役割を担う株式会社アクシバルや、テクノロジーに強みをもつ企業との連携によるデジタル・マーケティング機能の強化、映像やグラフィック制作、セールス・イベントプロモーション企画運営など、コンシューマー・アクティベーション実現の中核を担う株式会社 ADK アーツなどによる企画制作機能の強化、それらグループ内リソースの連動及び最適化を図ることで、統合的マーケティング・サービスを実現し、既存事業の付加価値を向上すること
2. 今後の成長が期待されるデジタル&データ領域や、中国・タイ・インドネシアなどのアジアを中心とした地域における事業の再構築を図るとともに、当社が強みを持ち、更なる事業拡大の機会を有するコンテンツビジネスにおいて、事業拡大に向けた積極投資を行うこと
3. 上記 1 や 2 の施策を早期かつ着実に実行していくために、ベインキャピタルがこれまで蓄積してきた国内外の投資先における事業改善ノウハウを最大限活用するとともに、ベインキャピタルによるコンサルティング手法とその保有するネットワークを通じての当社の基盤構築・構造改革の一層の推進に必要な人材の確保やグループ業績管理、リスク管理等の経営管理体制の高度化を推進すること

なお、これらの改革の実現にあたっては、当社の顧客ポートフォリオの見直し、経営リソースの最適化、人材・システムなどの経営基盤や事業拡大を担うべき分野へのリスクを伴う積極的な投資実行が必要であるため、収益が一時的に悪化するおそれがあると考えておりますが、上述のとおり、いずれも当社の中長期的な成長には不可欠であると認識しているとのことです。

以上のような当社とベインキャピタルの間の協議を踏まえ、本取引の諸条件についても更なる協議・交渉を重ねた上で、当社は、ベインキャピタルが、当社が志向する成長の方向性と同様の考えを持ち、当社を持続的に成長させていくための経営改革を推進する最良のパートナーであるとの判断に達しました。その上で、平成 29 年 9 月下旬に、本取引に伴う基盤構築・構造改革の一層の推進という期待効果、顧客・仕入先・金融機関等からの信用や採用活動への影響及び当社普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、ベインキャピタルを基盤構築・構造改革の一層の推進や中長期の成長に向けた当社の戦略を推進するスポンサーであると考えに至りました。これを受け

て、公開買付者は、平成 29 年 10 月 2 日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定致しました。

- (注1) 「OOH」とは、Out Of Home Media の略であり、電車やバスの中吊り等の交通広告、ビルの壁面に設置した看板等の屋外広告、折込広告等の総称をいいます。
- (注2) 「セールスプロモーション」とは、キャンペーン等を利用して、消費者の購買意欲や流通業者の販売意欲を引き出す取組み全般をいいます。
- (注3) 「パブリックリレーションズ」とは、団体・企業等が、自らの望ましいイメージ及びその施策や事業内容・主義主張等について、多くの人々に知らせることにより理解・協力を求める活動をいいます。
- (注4) 「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」とは、クライアントの商品・サービスを認知させる広告制作や広告枠の提供といった従来の広告代理店業のビジネスモデルを超え、クライアントの課題を解決するマーケティング支援業として消費者の行動を喚起するソリューションを提供するビジネスをいいます。
- (注5) 「消費者インサイト」とは、消費者の行動や意思の背景構造を分析・洞察することにより得られる、消費者の購買意欲や消費活動に直結する訴求ポイントをいいます。

#### (イ) 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程と理由

ベインキャピタルは、平成 29 年 2 月 15 日に当社に対して本取引に関する提案書を提出いたしました。

当社は、かかる提案を受けて、下記「③本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、財務アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を選任し、ベインキャピタルからの本取引に関する提案を検討する体制を整えました。また、当社の代表取締役から当社の独立社外取締役への諮問に基づき、本取引の提案を検討するために、当社の独立社外取締役のみから構成された社外取締役協議会が設置されました。なお、社外取締役協議会設置の詳細については、下記「③本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(ウ) 当社における独立した社外取締役協議会の設置及び検討」をご参照ください。)

その後、ベインキャピタルが平成 29 年 3 月 2 日より本取引の実現可能性を精査するための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施した上で、当社は、平成 29 年 8 月 10 日に、ベインキャピタルから本公開買付価格として、1 株当たり 3,371 円～3,517 円としたい旨の提案を受けました。これを受け、当社は、本公開買付価格を含む本取引の諸条件について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、当社普通株式の株式価値算定に係る中間報告及び財務的見地からの助言を得るとともに、社外取締役協議会が、その独立した第三者評価機関として独自に起用した山田ビジネスコンサルティング株式会社（以下、「山田BC」といいます。）から株式価値算定結果に係る中間報告を取得したうえで交渉の各局面において実質的に関与する中、当社において、平成 29 年 9 月 29 日までの間に、公開買付者との間で繰り返し、継続的に協議・交渉を重ね、粘り強く本公開買付価格の引き上げを要請してまいりました。その結果、公開買付者から、以下に記載するとおり当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を与えるものであると判断できる公開買付価格の提案を受けるに至ったことなどから、公開買付者と当社は、本日、公開買付者において、本公開買付価格を 3,660 円として本公開買付けを開始することなどにつき、合意しております。

かかる当社と公開買付者との間の協議・交渉を経て、当社の取締役会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本日付で当社普通株式の株式価値算定書を受領し、当社普通株式の価値評価に

関する説明を受けるとともに、同日付で、本取引に際して適用される本公開買付価格が当社普通株式の株主（公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得し、その内容の説明を受けました。さらに、当社の社外取締役協議会は、山田 BC から平成 29 年 9 月 29 日付で当社普通株式に係る株式価値算定書、及び本公開買付価格が当社の普通株式の株主（公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオンを取得し、その内容の説明を受けました（詳細については、下記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。）。これに加えて、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言なども踏まえつつ、社外取締役協議会から本日付で提出を受けた答申書（以下、「本答申書」といいます。）の内容（詳細については、下記「③本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(ウ) 当社における独立した社外取締役協議会の設置及び検討」をご参照ください。）を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社としては、上記「(ア) 本公開買付けの背景等」に記載のとおり、本資本・業務提携を解消すること、及び、本取引を実施することにより当社普通株式を非公開化することが、当社及び当社の株主にとって最善であると判断しております。また、本公開買付価格は、(i) 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書における市場株価分析、類似企業比較分析及び DCF 分析による算定結果のレンジの上限を上回っているほか、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から、当社普通株式の株主（公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得していること、(ii) 当社の市場株価に対して、本取引と同種の事案（完全子会社化を目的とする公開買付けの事案）におけるプレミアム水準に照らし、遜色ないプレミアム（注 1）が付されていること、(iii) 社外取締役協議会が山田 BC から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容に照らして、当社普通株式の株主（公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当なものとの判断に至ったこと、(iv) 本取引が当社の企業価値の向上に資すると認められること、(v) 社外取締役協議会の実質的な関与の下で実施された複数回にわたる交渉により、本公開買付けに関する価格提案の有意な引き上げが実現されていること、(vi) 下記「③本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主（注 2）の利益への配慮がなされていると認められることなどから、本公開買付価格は、妥当なものであり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

(注 1) 本公開買付価格の前提となる価格（当社普通株式 1 株当たり 3,660 円）は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成 29 年 9 月 29 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 3,180 円に対して 15.1%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、過去 1 ヶ月間（平成 29 年 8 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 3,033 円に対して 20.7%、同過去 3 ヶ月間（平成 29 年 6 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 2,944 円に対して 24.3%、同過去 6 ヶ月間（平成 29 年 3 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 2,894 円に対して 26.5%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格の前提となる価格に対して当社が保有する WPP 株式の税引後価値並びに余剰現金及び現金同等物の 1 株当たりの価値を除く調整を行った 1 株当たり事業価値 2,153 円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成 29 年 9 月 29 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 3,180 円に同様の調整を行った価格 1,673 円に対して 28.7%、過去 1 ヶ月間（平成 29 年 8 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 3,033 円に同様の調整を行った価格 1,526 円に対して 41.1%、同過去 3 ヶ月間（平

成 29 年 6 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで) の終値の単純平均値 2,944 円に同様の調整を行った価格 1,437 円に対して 49.8%、同過去 6 ヶ月間 (平成 29 年 3 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで) の終値の単純平均値 2,894 円に同様の調整を行った価格 1,387 円に対して 55.2%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

(注 2) 当社の筆頭株主である WPP を除いた株主を指します。以下同じです。

一方、本新株予約権については、買付価格が 1 円とされていることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

#### (ウ) 本公開買付け実施後の経営方針等

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社の平成 29 年 12 月 31 日に終了する事業年度に係る定時株主総会において、公開買付者が指名する取締役が当社の取締役の過半数となるように、当社に対して公開買付者の希望する取締役選任議案を上程するよう要請する予定とのことですが、本日現在において公開買付者が指名する取締役候補者は未定とのことです。その他の当社の経営体制、経営方針等については現時点で決定しているものではなく、本公開買付け成立後に、公開買付者及び当社との間で協議・検討していくとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの成立後、当社普通株式の上場が維持される場合において、将来、当社においてその運転資金や成長戦略に影響を与えないことを前提に、当社の収益、非営業資産の処分代金、その他剰余金等がある場合には、剰余金の配当を行うよう当社に要請する予定とのことですが、具体的な金額は未定とのことです。

#### ③ 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けは、いわゆる MBO (公開買付者が当社の役員である公開買付け、又は、公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付け) 又は東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当する公開買付けではありません。

もともと、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を通じて当社の株主を公開買付者のみとすることを企図していることを考慮して、当社及び公開買付者は、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格及び新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施しました。

#### (ア) 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに対する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関である三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から、株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しています。また、社外取締役協議会は、当社及び公開買付者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として独自に起用した山田 BC から、株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しています。これらの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの概要については、後記「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照下さい。

#### (イ) 当社における外部の法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同事務所の法的助言を得

て、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について慎重に検討いたしました。

#### (ウ) 当社における独立した社外取締役協議会の設置及び検討

当社の代表取締役は、本公開買付けに対する意見表明に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除し、利益相反を回避して公正性・客観性のある意思決定過程を確立するとともに、当社の株主の利益を保護すること、並びに、本日公表のWPPグループとの間の本資本・業務提携の解消についての意思決定過程の公正性・客観性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の独立社外取締役に対して、(i)当社の取締役会において、本資本・業務提携の解消を決定するとともに、本公開買付けについて賛同の意見を表明するか否か、及び、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明するか否か、並びに、(ii)本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないか（以下、「本件諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。これを受け、本件諮問事項を協議・検討するため、当社の独立社外取締役である木戸 英晶氏、木下 俊男氏、吉成 昌之氏及び首藤 恵氏によって構成される社外取締役協議会が設置されました。

社外取締役協議会においては、ベインキャピタルによる上記平成 29 年 2 月 15 日付提案書の受領後、同日から平成 29 年 10 月 2 日のまでの間に、合計 19 回の会議が開催され、本件諮問事項についての協議及び検討が行われました。社外取締役協議会における協議及び検討に際しては、①当社から、当社の事業計画及び本取引の当社企業価値に与える影響等についての説明がなされ、これらについての質疑応答が行われたこと、②三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、株式価値算定の結果及びフェアネス・オピニオンの内容についての説明がなされ、これについての質疑応答が行われたこと、③社外取締役協議会が独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として独自に起用した山田BCから、株式価値算定の結果及びフェアネス・オピニオンの内容についての説明がなされ、これについて十分な議論が行われていること、④ベインキャピタルが招聘され、3回にわたり質疑応答が行われたこと、⑤当社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本公開買付け価格についてのベインキャピタルとの価格交渉の経緯についての報告が行われ、これについての質疑応答が行われたこと、⑥森・濱田松本法律事務所から、本取引の内容や手続、社外取締役協議会における審議方法その他法的観点からの留意事項等についての説明等が行われ、これらについての質疑応答が行われたこと、⑦本取引に伴い当社がMorgan Stanley & Co. International plcとの間で行うWPP株式に関するデリバティブ取引（以下、「本ヘッジ取引」といいます。）を行うことの合理性、本ヘッジ取引の相手の妥当性、本ヘッジ取引のスキームの妥当性、及び本ヘッジ取引のコストの妥当性等について、山田BCから意見書を取得するほか、Chatham Financial Pte. Ltd.（以下、「Chatham」といいます。）（注1）からも本ヘッジ取引に関する報告書を取得し、十分な議論が行われていること、⑧上記のほか、本取引に係る関連資料等が提出されたことなどにより、本取引に関する情報収集が行われております。

当社の社外取締役協議会は、これらを踏まえ、本件諮問事項についての協議及び検討を行った結果、平成 29 年 10 月 2 日、独立社外取締役全員一致の決議により、当社取締役に対し、(a)当社の取締役会において、本資本・業務提携の解消を決定するとともに、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは、相当である旨、及び、(b)本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申を行い、当社の取締役会の審議における検討材料とするため、当社の代表取締役社長に本答申書を提出しました。

社外取締役協議会の本答申書によれば、社外取締役協議会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

1. 当社経営陣から説明された、本取引に係る定量的分析及び定性的分析を踏まえると、本取引を実行することが当社の企業価値の向上に資するとの判断には、特に不合理な点は認められない。
2. 本公開買付け価格は、独立した第三者算定機関である山田BC及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券が作成した株式価値算定書の算定結果に照らして妥当なものといえ、山田BC及び三

菱UFJモルガン・スタンレー証券が作成したフェアネス・オピニオンにおいても、当社普通株式の株主（公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当なものとされていること、本公開買付価格に付された市場価格に対するプレミアムの水準（注2）も、本取引と同種の近時の取引事例におけるプレミアム水準に照らして妥当なものであること、並びに、本公開買付価格は、社外取締役協議会の実質的な関与の下、ベインキャピタルと当社との間で真摯な交渉が行われた結果、ベインキャピタルから有意な譲歩が行われたうえで合意に至ったものであり、独立当事者においてみられる交渉が行われたうえで合意に至った価格と評することができることを総合的に考慮すれば、本公開買付価格は妥当な価格であると認められる。

3. 意思決定過程における恣意性が排除されていること、株主の適切な判断機会が確保されていること、株主による熟慮期間が確保されていること、利害関係者以外の株主の過半数から応募が得られない場合には本公開買付けは行われなかったこととするなど、少数株主の意思を尊重するものであることなどから、本公開買付けを含む本取引においては、公正な手続を通じて、当社の少数株主の利益に対する配慮がなされているものと評価することができる。

(注1) Chathamは、Chathamに帰属するデータ、分析若しくは推奨を利用したこと、又は本プレスリリースにおいてChathamの社名が開示されることによって当社又は第三者に生じる損害に関して、一切の責任を負いません。

(注2) 本公開買付価格の前提となる価格（当社普通株式1株当たり3,660円）は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成29年9月29日の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,180円に対して15.1%、過去1ヶ月間（平成29年8月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値3,033円に対して20.7%、同過去3ヶ月間（平成29年6月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値2,944円に対して24.3%、同過去6ヶ月間（平成29年3月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値2,894円に対して26.5%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格の前提となる価格に対して当社が保有するWPP株式の税引後価値並びに余剰現金及び現金同等物の1株当たりの価値を除く調整を行った1株当たり事業価値2,153円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成29年9月29日の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,180円に同様の調整を行った価格1,673円に対して28.7%、過去1ヶ月間（平成29年8月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値3,033円に同様の調整を行った価格1,526円に対して41.1%、同過去3ヶ月間（平成29年6月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値2,944円に同様の調整を行った価格1,437円に対して49.8%、同過去6ヶ月間（平成29年3月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値2,894円に同様の調整を行った価格1,387円に対して55.2%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

#### (エ) 当社における利害関係のない取締役の承認

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所による助言を受けつつ、上記社外取締役協議会の本答申書の内容、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容等を踏まえ、慎重に協議・検討し、(i) 本資本・業務提携を解消することで「オープン・ネットワーク型」グループへ転換するとともに、本取引を通じて、当社普通株式を非公開化することにより当社の資本を再構成し、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、当社の経営陣及び従業員が一丸となって当社の経営改革の実行及び事業の積極展開に取り組むことが中長期的に当社の企業価値の向上に資すると考えられること、(ii) 本公開買付価格は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書における市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析による算定結果のレンジの上限を上回っていること、当社普通株

式の株主（公開買付者及びその関係会社は除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得していること、当社の市場株価に対して、本取引と同種の事案（完全子会社化を目的とする公開買付けの事案）におけるプレミアム水準に照らし、遜色ないプレミアム（注1）が付されていること、(iii) 社外取締役協議会が山田 BC から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンに照らして、当社普通株式の株主（公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当なものと判断に至ったこと、(iv) 本取引が、当社の企業価値の向上に資すると認められること、(v) 社外取締役協議会の実質的な関与の下で実施された複数回にわたる交渉により、本公開買付けに関する価格提案の有意な引き上げが実現されていること、(vi) 本「③本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることなどから、本公開買付け価格は、妥当なものであり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

そこで、本日開催の取締役会において、取締役全員が出席し、当社の大株主であり、本資本・業務提携の相手方として本取引に利害関係を有する WPP グループからの派遣取締役である Stuart Neish 氏を除く出席取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、Stuart Neish 氏は、決議に反対いたしました。

一方、本新株予約権については、買付価格が1円とされていることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(注1) 本公開買付け価格の前提となる価格（当社普通株式1株当たり3,660円）は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成29年9月29日の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,180円に対して15.1%、過去1ヶ月間（平成29年8月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値3,033円に対して20.7%、同過去3ヶ月間（平成29年6月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値2,944円に対して24.3%、同過去6ヶ月間（平成29年3月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値2,894円に対して26.5%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付け価格の前提となる価格に対して当社が保有するWPP株式の税引後価値並びに余剰現金及び現金同等物の1株当たりの価値を除く調整を行った1株当たり事業価値2,153円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成29年9月29日の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,180円に同様の調整を行った価格1,673円に対して28.7%、過去1ヶ月間（平成29年8月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値3,033円に同様の調整を行った価格1,526円に対して41.1%、同過去3ヶ月間（平成29年6月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値2,944円に同様の調整を行った価格1,437円に対して49.8%、同過去6ヶ月間（平成29年3月30日から平成29年9月29日まで）の終値の単純平均値2,894円に同様の調整を行った価格1,387円に対して55.2%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

#### (オ) マジョリティ・オブ・マイノリティに当たる買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて20,785,200株を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(20,785,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限(20,785,200株)は、議決権比率基準株式数から本書提出日現在において公開買付者が所有する当社普通株式1株を控除した数の50.10%に相当する株式数（単元未満株式である100株未満を切り上げ）、すなわち、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ

(majority of minority) に設定しております。このように、公開買付者は、公開買付者の利害関係者以外の当社の株主の皆様から少なくとも過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けを含む本



取引を行わないこととし、当社の株主の皆様の意思を重視した買付予定数の下限の設定を行っております。

(カ) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、当社普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。なお、公開買付者は、当社との間で、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、当社は公開買付者以外の対抗的買取提案者と接触することを禁止するような合意を一切行っておりません。

(3) 算定に関する事項

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに対する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しています。また、社外取締役協議会は、当社及び公開買付者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として独自に起用した山田BCから、株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しています。これらの書面の概要は、以下「②取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの概要」に記載のとおりです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当しません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券と同一の企業グループに属するMorgan Stanley & Co.

International plcは、本資本・業務提携の解消及び本公開買付けを含む本取引に関連して、当社との間で、WPP株式に関する本ヘッジ取引を行う予定ですが（同日付当社プレスリリース「WPPグループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」をご参照下さい。）、当社は、当社、公開買付者及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から独立しており、本公開買付けに関して利害関係を有しない山田BCによる意見書、及びChathamからの報告等を踏まえ本ヘッジ取引の実施の合理性及び取引条件の公正性を確認しているため、本ヘッジ取引の実施が後記②(i)記載の10月2日付株式価値算定書及び(ii)記載の10月2日付フェアネス・オピニオンの内容に重要な影響を与えるおそれはないものと判断しております。その他、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

また、山田BCは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

なお、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格に関して、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より算定書もフェアネス・オピニオンも取得しておりません。

また、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格に関して、社外取締役協議会は、山田BCより算定書もフェアネス・オピニオンも取得しておりません。

② 取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの概要

(i) 平成29年10月2日付株式価値算定書

当社は、当社普通株式の株式価値の算定を三菱UFJモルガン・スタンレー証券に依頼し、平成29年10月2日付で株式価値算定書を取得しております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による当社普通株式の株式価値の算定結果は、以下のとおりであります。

市場株価分析	: 1株当たり株式価値 2,894円～3,033円
類似企業比較分析	: 1株当たり株式価値 2,769円～3,515円

DCF 分析 : 1株当たり株式価値 3,120円～3,617円

市場株価分析では、平成29年9月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日から直近1ヶ月の終値平均(3,033円)、直近3ヶ月の終値平均(2,944円)及び直近6ヶ月の終値平均(2,894円)を基に、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を2,894円から3,033円までと分析しております。

類似企業比較分析では、国内にて上場している広告代理店事業を手掛ける企業のうち、当社との事業内容や収益構造等の類似性を考慮して、株式会社博報堂DYホールディングスを類似会社として選定し、市場株価と収益等を示す財務指標との比較を行い、さらに当社が保有するWPP株式の税引後価値並びに余剰現金及び現金同等物の価値を加算するなど財務上の一定の調整を行って、当社の企業価値や株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を2,769円から3,515円までと分析しております。なお、上記類似企業比較分析においては、平成29年9月29日を基準日として、株価と1株当たり純利益の倍率(株価/純利益倍率)、企業価値とEBITDAの倍率(企業価値/EBITDA倍率)を分析し、基準日の倍率を参照しております。また、これらの株式価値の評価において、当社が保有するWPP株式の税引後価値の加算調整を行っているため、評価に使用した純利益には当社が保有するWPP株式より発生する受取配当金を含んでおりません。

DCF分析では、当社が作成した平成29年12月期から平成33年12月期までの事業計画、当社に対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想、当社を取り巻く事業環境等を踏まえた当社経営陣による中長期的な見通しに基づき、当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて算出される事業価値に当社が保有するWPP株式の税引後価値並びに余剰現金及び現金同等物の価値を加算するなど財務上の一定の調整を行って、企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を3,120円から3,617円までと分析しております。なお、この株式価値の評価において、当社が保有するWPP株式の税引後価値の加算調整を行っているため、評価に使用したフリー・キャッシュ・フローには当社が保有するWPP株式より発生する受取配当金を含んでおりません。

当社が保有するWPP株式31,295,646株については、本資本・業務提携の解消に伴い、本資本・業務提携に係る契約の規定等に基づき一定の期間内に売却することを前提としており、類似企業比較分析及びDCF分析の算定においては、当該投資有価証券を金融資産として、算定基準日時点の時価654億円に基づいた税引後価値を当社の株式価値に含める計算を行っております。

類似企業比較分析及びDCF分析の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測には、平成29年12月期において、平成28年12月期において事業整理損などの特別損失26億58百万円を計上したことから、対前年度比較において親会社株主に帰属する当期純利益が大幅な増益を見込んでおります。

なお、本取引の実行により実現が期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を数値化して具体的に見積もることが困難であるため、財務予測には加味しておりません。但し、財務予測の基礎とした当社の事業計画には、本日公表した本資本・業務提携の解消により実現の確度が高まると期待される収益が一部含まれております。

(ii) 平成29年10月2日付フェアネス・オピニオン

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、平成29年10月2日付で、公開買付価格が、当社普通株式の株主(公開買付者及びその関係会社を除きます。)にとって財務的見地より妥当である旨の意見書を取得しています。(注1)

(iii) 平成29年9月29日付株式価値算定書

社外取締役協議会は、当社普通株式の株式価値の算定を山田 BC に依頼し、平成 29 年 9 月 29 日付で株式価値算定書を取得しております。山田 BC による当社普通株式の株式価値の算定結果は、以下のとおりであります。

市場株価法	: 1 株当たり株式価値 2,894 円～3,180 円
DCF 法	: 1 株当たり株式価値 3,207 円～3,741 円

市場株価法では、平成 29 年 9 月 29 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日終値 3,180 円、直近 1 ヶ月の終値単純平均値 3,033 円、直近 3 ヶ月の終値単純平均値 2,944 円及び直近 6 ヶ月の終値単純平均値 2,894 円を基に、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 2,894 円から 3,180 円までと分析しております。

DCF 法では、当社が作成した平成 29 年 12 月期から平成 33 年 12 月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて算出される事業価値に、当社が保有する WPP plc 株式の税引後価値並びに余剰現金及び現金同等物の価値を加算するなど財務上の一定の調整を行って、企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 3,207 円～3,741 円までと分析しております。なお、この株式価値の評価において、当社が保有する WPP plc 株式の税引後価値の加算調整を行っているため、評価に使用したフリー・キャッシュ・フローには当社が保有する WPP plc 株式より発生する受取配当金を含んでおりません。

なお、DCF 法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測には、平成 28 年 12 月期に事業整理損などの特別損失 26 億 58 百万円を計上したことから、平成 29 年 12 月期の親会社株主に帰属する当期純利益において、対前年度比較で大幅な増益を見込んでおります。

(iv) 平成 29 年 9 月 29 日付フェアネス・オピニオン

社外取締役協議会は、山田 BC より、平成 29 年 9 月 29 日付で、本公開買付価格が、当社普通株式の株主（公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しています。（注 2）

(注 1) 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券のフェアネス・オピニオン及びその基礎となる当社の普通株式の株式価値の分析は、当社の取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものであり、本公開買付けにおける公開買付価格が、10 月 2 日現在、当社の普通株式の株主（公開買付者並びにそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地より妥当であるか否かのみを対象とするものです。フェアネス・オピニオン及び分析は、本件に関する他の側面については一切対象としておらず、本公開買付けに関する一切の当社株式の株主の行動につき、当該株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、特定の公開買付価格を当社の取締役会に推奨することはしておらず、また、特定の公開買付価格が本公開買付けにとって唯一適切なものとして推奨することもしていません。フェアネス・オピニオン及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の分析は当社の普通株式の株価を鑑定又は査定するものではなく、当該株式が取引され得る株価を反映するものではありません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見表明及びその分析にあたり、既に公開されている情報又は当社によって提供され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。また三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、財務予測については、当社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提と

しております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付けのために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には本資本・業務提携の解消により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限又は条件が付されないことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務、規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、当社及び当社の法律顧問、会計監査人、法務・会計・税務アドバイザーによる判断に依拠しています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は当社の資産及び負債について、当社が保有するWPP株式の税引後価値を除き独自の評価・査定は行っておらず、また第三者からの評価・査定の提供を一切受けていません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券のフェアネス・オピニオン及び分析は、平成29年9月29日における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、平成29年9月29日において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。平成29年9月29日以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオン及び分析並びにフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオン及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。フェアネス・オピニオンにおける意見を表明するにあたり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関与する買収、事業統合その他の特別な取引に関して、いかなる取引主体に対する勧誘行為を行うことも認められておらず、また現に勧誘行為を行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者を除き、当社自体又は当社を構成する事業の一部の買収可能性についての興味を三菱UFJモルガン・スタンレー証券に示したいいかなる取引主体との交渉を行っておりません。

フェアネス・オピニオンの作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その意見を作成するにあたって、全ての分析結果を全体として考察しており、考察した分析又は要因のうち何れか特定のものに何ら重きを置いておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析の全てを全体として考察することなく特定の部分を取り上げる場合には、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び意見を形成する際の過程の捉え方が不完全なものになると考えます。加えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、各種の分析及び要因につき他の分析及び要因よりも重きを置く、あるいは置かない場合があります。また、各種の前提につき他の前提よりもより確実性が高い又は低いとみなしている場合があります。そのため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券のフェアネス・オピニオンに記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、分析を行うにあたって、業界状況、一般的なビジネス及び経済の状況並びにその他の事項に関して多数の前提を置いており、その多くは、当社が制御できないものです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析に含まれる全ての予測は、必ずしも将来の結果や実際の価値を示すものではなく、かかる結果や価値は、当該予測によって示唆されるものに比して大幅に良くも悪くもなり得るものです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券のフェアネス・オピニオンに含まれる要約は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によって行われた重要な分析を記載するものではありませんが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による分析を完全に記載するものではありません。公開買付価格は、当社と公開買付者との間で独立当事者間の交渉を経て決定されたものであり、当社の取締役会によって承認されています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による分析及びフェアネス・オピニオン並びに当社の取締役会へのそれらの提出は、当社の取締役会が本公開買付けを承認するに際して考慮した数多くの要因のうちの1つに過ぎません。したがって、三菱UFJモルガン・スタンレー証券のフェアネス・オピニオンに記載された分析が、公開買付価格に関する当社の取締役会の意

見を決定するものであるとか、当社の取締役会が異なる公開買付価格につき同意をするものであったか否かを決定するものであると捉えることはできません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引に関し、当社のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の大部分の受領は、本取引に関する少数株主に対するスクイーズ・アウトの完了を条件としています。本日より遡って2年以内に、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社は、公開買付者の関係会社に対し、株式会社ベルシステム24ホールディングスによる平成27年11月20日付の新規株式公開において国内共同主幹事としての役務、株式会社マクロミルによる平成29年3月22日付の新規株式公開においてジョイント・グローバル・コーディネーターとしての役務、国内外の共同主幹事兼ジョイント・ブックランナーとしての役務、株式会社すかいらくによる平成29年3月27日及び平成29年6月15日付のABB（特定の海外機関投資家を対象とし、短期間でブックビルディングを行う方式での株式の発行・売出）の執行において主幹事としての役務、2017年9月28日に株式譲渡契約が締結された株式会社Pangeaによる東芝メモリ株式会社の買収においてファイナンシャル・アドバイザーとしての役務を提供しており、これらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は、将来において当社、公開買付者及び両社の関係会社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は、銀行業務（当社、公開買付者若しくは本取引に関連する企業に対する貸付業務を含む）、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下、「金融サービス」といいます）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は当社、公開買付者若しくは本取引に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本取引に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品につき買い又は売りのポジションの保持、その他、当社、公開買付者若しくは本取引に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社の金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定又はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社並びにそれらの取締役及び役員は、当社、公開買付者若しくは本取引に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本取引に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は、当社、公開買付者若しくは本取引に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関連会社、役員、従業員（本取引に関連して当社と協働する個人を含みます）が、公開買付者若しくはその関係会社の運営するプライベート・エクイティ・ファンドに対して過去に投資を行った又は将来投資を行う可能性があります。尚、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社であるMorgan Stanley & Co. International plcは本取引に関連して、当社の保有するWPP株式に関するデリバティブ取引を当社に対して提供する予定です。

(注2) 山田BCは、フェアネス・オピニオン等の作成及び提出並びにその基礎となる株式価値の算定を行うに際して、すでに公開されている情報又は当社によって提供され入手した情報について、それらが正確かつ完全であること、当社の普通株式の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で山田BCに対して未開示の事実はないことを前提としてこれら

に依拠しており、独自にそれらの調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、山田 BC は、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して、当社が保有する WPP plc 株式の税引後価値を除き独自の評価又は鑑定を行っておらず、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社の信用力についての評価も行っておりません。また、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。

山田 BC が、フェアネス・オピニオン等の基礎資料として用いた当社の事業計画その他の資料は、作成日現在における最善の予測と判断に基づき当社の経営陣によって合理的に作成されていることを前提としており、山田 BC はその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していません。

フェアネス・オピニオン等は、本公開買付価格が当社の普通株式の株主（公開買付者及びそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までに山田 BC が入手している情報に基づいてその作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりフェアネス・オピニオン等の内容に影響を受けることがあります。山田 BC は、そのような場合であってもフェアネス・オピニオン等の内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、フェアネス・オピニオン等は、フェアネス・オピニオン等に明示的に記載された事項以外、又はフェアネス・オピニオン等の提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。フェアネス・オピニオン等は、本公開買付価格が当社普通株式の株主（公開買付者及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から不利益なものではなく妥当なものであることについて意見表明することとどまり、本公開買付けの実行の是非及び本公開買付けに関する応募その他の行動について意見表明や推奨を行うものではなく、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではありません。

### ③ 公開買付者における算定方法

#### a) 当社普通株式

公開買付者は、当社普通株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成 29 年 9 月 29 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（3,180 円）、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 3,033 円（小数点以下四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,944 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,894 円の推移を参考にいたしました。さらに、過去 5 年間に行われた本取引と同種の事案（完全子会社化を目的とする公開買付けの事案）において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、当社との協議及び交渉を経て、平成 29 年 10 月 2 日に本公開買付価格を 3,660 円と決定いたしました。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、当社との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

なお、本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成 29 年 9 月 29 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 3,180 円に対して 15.1%、過去 1 ヶ月間（平成 29 年 8 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 3,033 円に対して 20.7%、同過去 3 ヶ月間（平成 29 年 6 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 2,944 円に対して 24.3%、同過去 6 ヶ月間（平成 29 年 3 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 2,894 円に対して 26.5%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

なお、公開買付者は、平成 29 年 9 月 28 日、当社の取締役専務執行役員の中井規之氏との相対売買により、平成 29 年 9 月 22 日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 3,115 円で当社普通株式 1 株を取得しています。本公開買付価格（1 株当たり 3,660 円）と当該取得の価格（1 株当たり 3,115 円）との間には、545 円の差異が生じております。これは、当該株式取得の時点以降の当社普通株式の株価の動向に加え、本公開買付価格には上記のとおりプレミアムが付されているためです。

b) 新株予約権

本新株予約権は、いずれも当社の取締役又は執行役員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これらを行使することができないことから、本新株予約権の買付け等の価格は 1 個につき 1 円と設定したとのことです。なお、公開買付者は、本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにより、公開買付者が当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び公開買付者が所有する当社普通株式を除きます。）を取得できなかった場合、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載した SPA 上の WPP が所有する当社普通株式の売却手続を踏まえ、WPP の本公開買付けに対する応募の有無、本公開買付け成立後の公開買付者の取得株式数に応じて、当社の非公開化に向けて、以下の手続を自ら実行し、又は当社に実行を要請することを予定しているとのことです。なお、公開買付者は、WPP による本公開買付けへの応募、及び、当社の非公開化に向けた以下の手続を自ら実行し又は当社に実行を要請することについて、WPP から事前に同意を得ることは予定していないとのことです。

① 本公開買付けの成立後に公開買付者が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には本関連会社等。以下、本①において同じ。）は、本公開買付けの決済完了後速やかに（但し、本公開買付けに WPP がその所有する当社普通株式の全部を応募しなかった場合においては、公開買付者を売却先として指定して売却請求権を行使するよう当社に要請したうえで、本協議期間経過後）、会社法第 179 条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、本株式売渡請求をするとともに、併せて、本新株予約権に係る新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、本新株予約権売渡請求をする予定とのことです。本株式売渡請求においては、当社普通株式 1 株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）に対して交付することを定める予定であり、また、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権 1 個当たりの対価として、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格と同額の金銭を本新株予約権に係る新株予約権者（公開買付者を除きます。）に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を、当社に通知し、当社に対し本株式等売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認し、本株式等売渡請求が効力を生じた場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主及び本新株予約権に係る新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、①当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員が所有する当社普通株式の全部及び②本新株予約権に係る新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員が所有する本新株予約権の全部を取得するとのことです。なお、当社は、公開買付者より本株式等売渡請求がなされた場合には、当社の取締役会において本株式等売渡請求を承認する予定です。

② 他方で、本公開買付けの成立後に公開買付者が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、本臨時株主総会が開催された場合に当社の総株主の議決権の 3 分の 1 以上を保有する一又は複数の株主が本株式併合議案に反対することが明らかである場合を除き、以下を予定しているとのことです。

- (a) 本公開買付けに WPP がその所有する当社普通株式の全部を応募しなかった場合については、公開買付者は、(i) 当社普通株式の株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを内容とする株式併合議案を付議議案に含む臨時株主総会の開催をすること、並びに、(ii) 本協議期間の経過後、公開買付者を売却先として指定して売却請求権を行使することを、当社に要請する予定とのことです。なお、この場合、本臨時株主総会の開催日及び本株式併合議案に係る株式併合がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、当社に対して、本協議期間の経過前に本臨時株主総会を開催し、同効力発生日を本協議期間の経過後の日とするよう要請する予定とのことです。
- (b) 本公開買付けに WPP がその所有する当社普通株式の全部を応募した場合については、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、本株式併合議案を付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。

なお、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には本関連会社等）は、本臨時株主総会において本株式併合議案に賛成する予定とのことです。本臨時株主総会において本株式併合議案についてご承認をいただき、本株式併合議案に係る株式併合が実行された場合には、効力発生日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた併合割合に応じた数の当社普通株式を所有することとなります。また、本株式併合議案における当社普通株式の併合割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、当社に対して、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には公開買付者及び本関連会社等）が当社普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（但し、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には公開買付者及び本関連会社等）並びに当社を除きます。）の所有する当社普通株式の数が1株に満たない端数となるように併合割合を設定するよう要請する予定とのことです。

株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、交付されるべき株式の数が1株に満たない端数となる株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社普通株式を公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（但し、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には公開買付者及び本関連会社等）並びに当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。

また、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には本関連会社等）は、本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにより本新株予約権の全て（但し、当社が所有する自己新株予約権を除きます。）を取得できなかった場合には、当社に対して、本新株予約権の取得及び消却その他本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しているとのことです。

- ③ 本臨時株主総会において本株式併合議案が可決されない、又は、本臨時株主総会が開催されない等の理由により、最終的に上記②の株式併合が実行されなかった場合には、当社普通株式の上場は当面の間維持される予定です。



もともと、公開買付者によれば、公開買付者は、最終的に当社普通株式の全てを取得することを目的としているので、この場合、本公開買付けにWPPがその所有する当社普通株式の全部を応募していないときは、当社に対し、SPAに従って、(a)当社が本協議期間の経過後に公開買付者を売却先として指定して行使する売却請求権に基づきWPPの保有する当社普通株式を公開買付者に対して売却するよう請求するか、(b)処分通知から365日経過後、WPPに対して本市場売却の実施を求めることを請求するかのいずれか又は両方を行うよう要請し、当社普通株式の全てを取得することに向けた措置を実施する方針とのことです。但し、実施時期は未定であり、また、その時点での当社普通株式の市場株価や公開買付者における資金調達の状況によっては実施しない可能性もあるとのことです。

上記①及び②記載の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、当社の株主及び本新株予約権者は、裁判所に対してその所有する当社普通株式及び本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。また、株式併合がなされる場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は、当社に対してその所有する当社普通株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当該当社普通株式の買取価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、これらの申立てがなされた場合における売買価格及び買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本株式等売渡請求及び本株式併合議案に係る株式併合については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社普通株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、上記記載の当社普通株式の上場が維持される場合を除き、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（公開買付者（本譲渡等がなされた場合には公開買付者及び本関連会社等）並びに当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格を下回らないよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格に当該各本新株予約権者が所有していた本新株予約権の数を乗じた価格を下回らないよう算定する予定です。

上記①乃至③記載の手續については、当社の株主その他第三者による差止めその他の裁判手續又は仲裁手續が開始され、予定どおり実行されない可能性があります。

なお、公開買付者は、本公開買付けの成立後に当社普通株式を市場にて随時追加で取得する予定は現時点ではないとのことです。本公開買付けにより公開買付者が取得した当社普通株式の数、その時点における当社普通株式の市場株価等の状況を勘案し、公開買付者が、本公開買付けの成立後、法令において許容される範囲で、当社における公開買付者の議決権比率を高めるために当社普通株式を市場にて随時追加で取得する可能性はあるとのことですが、現時点で決定している事項はないとのことです。

本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記各手續による金銭等の受領、及び株式等買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主及び新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

当社普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された手続を自ら実行し、又は当社に実行を要請することを予定しているとのことです。上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式等売渡請求、又は、本株式併合議案に係る株式併合若しくはそれらと概ね同等の効果を有するその他の方法が実行された場合には、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

他方、当該手続が速やかに実行されなかった場合には、当社普通株式は東京証券取引所市場第一部での上場が当面の間維持されることとなる見込みです。その場合、公開買付者は、最終的に当社普通株式の全てを取得することを目的として、本公開買付けにより公開買付者が取得した当社普通株式の数、その時点における当社普通株式の市場株価等の状況を勘案し、当社普通株式を市場にて随時追加で取得することも検討しているとのことです。

4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

5. 公開買付者と当社との間における重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

6. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

7. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

8. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

9. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

10. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」をご参照ください。